

空き家等情報バンク「空き家バンク」手続きの流れ

【空き家の所有者等編】

①空き家等の登録申請	空き家バンクへの物件登録を希望する場合は、申請書に必要事項を記入のうえ建設部都市計画課へ提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> • 空き家等情報バンク登録申請書（様式第1号） • 空き家等情報バンク登録カード（様式第2号） • 空き家バンク利用チェックシート（所有者編）
↓		
②現地調査及び空き家バンクへの登録	申請いただいた物件について、市及び宅建業協会から推薦のあった業者により現地調査を行い「大田原市空き家バンク」への登録を決定します。	<ul style="list-style-type: none"> • 空き家等情報バンク登録完了書（様式第3号）
↓		
③情報提供	空き家バンクに登録された物件の写真、間取り、概要を市ホームページへ掲載し公開します。 ※市ホームページのほか建設部都市計画課窓口でも閲覧可能です。	
↓		
④交渉・契約	利用希望者の申し込みがあった場合、所有者へ市から連絡し、担当業者の媒介により交渉・契約をしていただきます。	

※市は、所有者と利用希望者の情報提供は行いますが、直接媒介は行いません。媒介は、市が協定を締結している公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会から推薦を受けた宅建業者が行います。なお、宅地建物取引業法で定める媒介手数料がかかります。



問い合わせ・申し込み

〒324-8641 栃木県大田原市本町1-4-1
 大田原市役所 建設水道部 都市計画課 都市計画係
 TEL:0287-23-1916 FAX:0287-22-8732
 Mail:toshikei@city.ohatawara.tochigi.jp